

つなごう 下水道

下水道は、家庭や工場からでた汚れた水を処理場できれいな水にして河川に戻し、地球環境を守ることにとっても役立っています。今年も新たに下水道が使用できるようになった地域を紹介します。

公示の法律的效果

- ①排水設備の接続を速やかにしなければなりません。
- ②トイレの水洗化は3年以内に行わなければなりません。
- ③水洗トイレにしなければなりません。

水洗便所改造資金に関する助成制度を紹介します

水洗便所等改造資金補助金制度

対象 ■ 供用開始区域と公示された日から3年以内に、排水設備工事を行い、下水道の使用を開始した方
補助金額 ■ 供用開始から2年以内に接続の場合…70,000円

※下水道料金は、使用開始から1年間徴収しません

供用開始から3年目に接続の場合…70,000円

水洗便所等改造資金融資あっせんおよび利子補給金交付制度

水洗便所などの改造工事に必要な資金の融資をあっせんし、利子相当額を交付します。

工事は指定工事店で

排水設備の工事は、必ず市で指定した排水設備指定工事店に申し込まなければなりません。

問合せ ■ 上下水道工務課

☎内線3331・3332



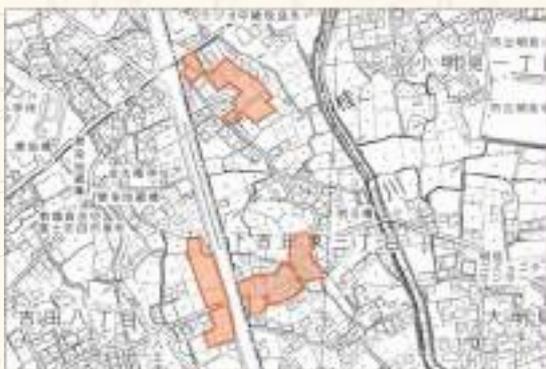
向原一丁目



中管橋四丁目



新屋三丁目



下吉田東三丁目・下吉田八丁目



上吉田

■ 新流入区域

※主に、昨年度に工事をした地区です

下水道排水設備指定工事店一覧

6月1日現在

会社名	住 所	電話番号	会社名	住 所	電話番号
荒井設備	富士吉田市緑ヶ丘1-4-2	23-3187	高根住設	富士吉田市富士見4-6-38	22-1980
彩孝設備	富士吉田市小明見2-17-48	22-5997	高野熱設備	富士吉田市竜ヶ丘3-11-23	24-2323
天野設備	都留市境283-3	0554-45-2429	宝建設	富士吉田市松山1-6-6	23-1884
ARNE設備工業	富士吉田市上吉田5485-3	24-2569	中央水道	中央市下河東3005-1	055-270-1366
agileアジャイル	甲斐市大下条716ウイステリア101	080-2007-8747	トーエイカンパニー	富士吉田市新倉2606-4	23-7137
石原設備工業	富士河口湖町船津7398	73-1252	遠山設備	富士吉田市新屋2-4-10	23-7794
一水工業	富士吉田市下吉田7-25-22	22-0395	日昇総合設備	甲府市徳行3-6-23	055-237-8891
内菌設備	富士吉田市上暮地1-9-5	22-7685	熱研メンテナンス	富士河口湖町小立5451-3	83-5211
営繕センター三枝	富士吉田市上吉田東8-6-1	24-0510	光工業	富士吉田市旭2-10-10	24-2097
A C T	富士吉田市上暮地3-6-9	23-6517	ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西1313	055-275-5648
太田水道工務店	都留市上谷6-11-7	0554-43-8822	広瀬設備	富士吉田市小明見2-1-5	23-1218
オオモリ設備	南都留郡忍野村忍草2932	84-2379	秀設備	富士市伝法2066-23	0545-57-7718
小笠原設備	大月市初狩町下初狩370	0554-25-6717	富士五湖設備	富士吉田市富士見7-7-5	22-5273
奥脇設備	富士吉田市富士見4-1-22	23-8600	富士トータルサービス	山中湖村山中235-9	62-1350
小野田設備	南都留郡西桂町小沼2175-5	29-2026	富士メンテサービス	富士吉田市新西原1-30-5	23-8260
小俣管工設備	都留市四日市場863-2	0554-45-7120	富士冷熱	富士吉田市上吉田東3-3-43	22-1530
小幡管工	都留市朝日曾雌1853	0554-48-2760	舟久保設備	富士吉田市向原3-8-18	22-7893
小澤設備興業	笛吹市石和町市部520-5	055-225-5777	古谷設備	南都留郡富士河口湖町西湖2619	82-2283
OMORIマテリアル	富士吉田市中曾根2-7-22	24-8003	双葉設備	甲斐市志田517-1	0551-28-4775
ガイナ設備	富士吉田市新屋1-1-18	24-0271	宝栄設備	都留市中津森73	0554-43-3782
柏和設備	富士吉田市下吉田6-21-30	24-2154	北稜設備	富士吉田市下吉田4-1-35	24-2397
勝田設備	富士吉田市大明見1-16-33	23-0221	堀内設備	甲州市塩山上於曾1290-6	0553-33-6185
勝俣配管	富士吉田市上吉田4365-8	23-5780	星野設備工業所	都留市小形山486	0554-43-8581
加藤設備工業	富士吉田市小明見2-10-45	23-1992	マテリアルエム	富士吉田市新町1-7-36	22-0779
鐘山設備	富士吉田市上吉田東8-21-16	23-5917	丸省工業	富士吉田市上吉田東2-5-10	22-3854
協栄工業	南都留郡富士河口湖町船津3776	72-1154	松山興業	笛吹市石和町河内77	055-262-5621
桑原配管工業所	富士吉田市大明見5-9-8	23-0231	美沢屋	大月市大月町真木2221	0554-23-0148
甲府住宅設備	甲府市徳行2-10-40	055-228-8821	宮下設備工業	富士吉田市上吉田東5-13-21	22-5084
興和工業	富士吉田市新屋1-8-3	22-3453	宮下管工	富士吉田市浅間1-12-8	23-3653
小林設備	南都留郡西桂町小沼1014-1	25-2898	ミヤビ総設	笛吹市石和町井戸1194-3	055-244-5522
佐藤燃料	富士吉田市上吉田東1-4-26	22-1576	宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055-262-7097
サンエイ	富士吉田市松山1606-2	23-9296	武藤設備工業所	富士吉田市上吉田3-2-15	22-4774
三枝設備	西桂町下暮地871-3	25-3287	めぐみ設備工業	富士吉田市小明見2-5-27	23-0819
三協設備	富士吉田市大明見2-7-16	23-3506	明進設備	富士吉田市大明見1-9-6	22-1898
重森工業	都留市小野829	0554-43-5846	もりしま創備	都留市大幡53-3	0554-45-0593
システムKIKI	富士吉田市上吉田4510-18	22-3690	山口設備	富士吉田市富士見6-13-39	24-7603
システム五島	富士吉田市新西原2-28-5	23-8479	山梨日化サービス	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911
総合設備シムラ	富士吉田市上吉田東8-12-11	23-7230	山梨管工業	甲府市中小河原1-9-17	055-241-6011
白銀設備	富士吉田市新西原1-8-3	23-0362	山口総合設備	富士吉田市上暮地8-9-11	24-5316
白須総合設備	富士吉田市富士見4-7-24	22-4581	横堀住設工業	富士吉田市新西原2-17-10	23-5852
末木設備工業	甲斐市島上条457-1	055-277-7873	米山工業	富士吉田市上吉田東1-4-39	23-0063
沙原設備工業	富士吉田市大明見3-6-12	23-8886	楽山設備	都留市田原3-1-26	0554-43-0368
スマイル設備	富士吉田市上吉田4590-33	22-7394	レイコー	甲斐市長塚701-2	055-277-6863
清燃料瓦斯	富士吉田市下吉田1-13-16	24-1311	渡伊設備工業	富士河口湖町小立1790-2	72-1818
清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891	渡澄工業	富士吉田市富士見4-6-43	22-1208
大光設備	富士吉田市大明見4-3-6	23-0641	ワタナベ工業	富士河口湖町船津1546-8	73-1661
大博管工	富士吉田市下吉田3-39-5	22-4863	渡辺設備	富士吉田市上吉田4346-15	24-0352
太陽設備	富士吉田市上暮地1-21-12	23-7031			

市職員の給与などの公表

市職員の給与は地方公務員法の規定に基づき、国やほかの地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給料などを考慮し、市議会の議決を経て定められています。より一層市民の皆さんに理解していただけるよう職員の給与を公表します。市のホームページでより詳しく掲載していますので、併せてご覧ください。

問合せ ■ 総務課 ☎ 内線217

01 | 市職員給与の概要

毎月支給

- 一定支給
 - 給料
 - 扶養手当
 - 通勤手当
 - その他
- 実績支給
 - 時間外手当
 - 特殊勤務手当
 - その他

一定時期に支給

- 例年支給
 - 期末勤勉手当
 - 寒冷地手当
- 退職時支給
 - 退職手当

職種などに応じた給料表や等級により決定

①配偶者：6,500円 ②子：10,000円 ③子以外：6,500円
④特定期間(15歳～22歳)：5,000円加算

交通機関利用者の支給上限：月 55,000円
自動車等通勤者(2km以上)：距離に応じて月 2,000円～31,600円

住居手当、管理職手当など

正規の勤務時間外に勤務した際に支給する手当

特殊な勤務に従事する職員に支給(全10種類)
※主に医療従事関係者に支給

宿日直手当など

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6月	1.200月分 (0.675月分)	1.000月分 (0.475月分)	2.200月分 (1.150月分)
12月	1.200月分 (0.675月分)	1.000月分 (0.475月分)	2.200月分 (1.150月分)
年間合計	2.400月分 (1.350月分)	2.000月分 (0.950月分)	4.400月分 (2.300月分)

※職務の級などにより5～20%加算します ※()は再任用職員の支給月数
※令和5年度人事院勧告により令和5年12月の正職員の勤勉手当は表から0.1月分引き上げ(再任用職員は、0.05月分引き上げ)

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例(2～20%)
令和4年度普通会計の1人当たり平均支給額	1,803千円	21,655千円

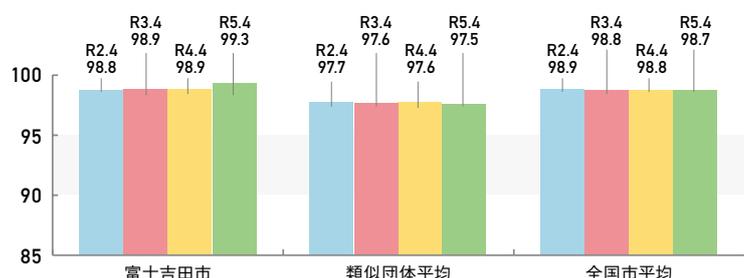
【算定式】退職日給料月額×勤続年数別支給率+調整額

02 | ラスパイレス指数 (令和5年4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、全国の地方公共団体(一般行政職)の給料月額を同じ基準で比較するために、国家公務員(行政職)の給料月額を100として計算した指数のことです。

本市のラスパイレス指数は99.3です。

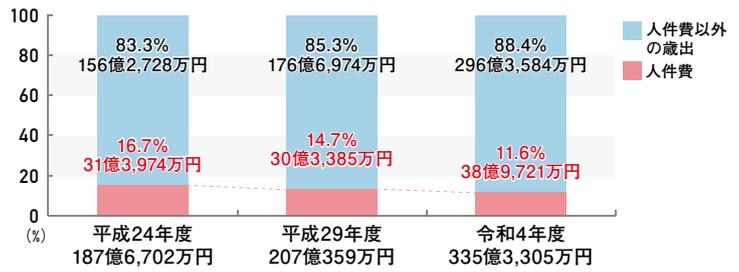
※類似団体平均は人口規模などが類似している地方公共団体のラスパイレス指数を単純平均したものです



03 普通会計歳出決算額と人件費の割合の推移

10年前と比較し、歳出総額に占める人件費の割合は5.1ポイント減少しており、金額にして7億5,747万円増加しています。

今後も適正な定員管理を図りながら、市民サービスを停滞させない範囲で、人件費抑制に努めていきます。



04 一般行政職の平均給与月額、初任給などの状況 (令和5年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
富士吉田市	40.9 歳	313,041 円	374,108 円	344,082 円
山梨県	43.0 歳	327,390 円	406,971 円	363,188 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	42.3 歳	314,496 円	377,026 円	341,877 円

(2) 職員の初任給

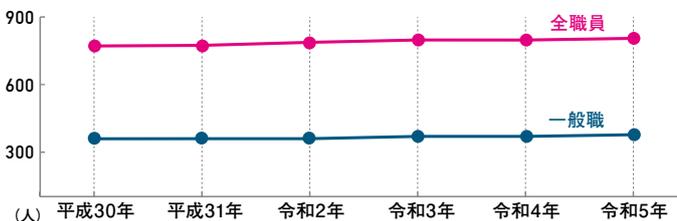
区分		富士吉田市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	193,173 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	160,091 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	260,440 円	335,814 円	383,500 円	395,775 円
	高校卒	—	—	—	—

05 全職員数の推移 (令和5年4月1日現在)

令和5年4月1日現在の全職員数は835人です。一般職については毎年職員数の抑制に努めていますが、全体では令和4年と比較し10人増加しています。



06 特別職の報酬など (令和5年4月1日現在)

区分	給料		報酬		
	市長	副市長	議長	副議長	議員
月額	850,000 円	680,000 円	400,000 円	370,000 円	360,000 円
期末手当	3.3月分		3.3月分		

情報公開・個人情報保護制度の実施状況

市民の皆さんの公文書の公開を求める権利を保障する「情報公開制度」と、個人のプライバシーを保護する「個人情報保護制度」の実施状況を毎年1回公表しています。

問合せ■総務課 ☎内線242

情報公開実施状況(令和5年度)

① 請求・申出の受付処理件数 ※他の実施機関の実施はありませんでした

実施機関	受付件数		決定の状況					
			開示	一部開示	不開示	取り下げ	情報不存在	審査中
市長	請求	11件	5件	4件	2件			
	申出	16件	14件	2件				
教育委員会	請求							
	申出	3件	2件	1件				
議会	請求	3件	3件					
	申出							
計	請求	14件	8件	4件	2件			
	申出	19件	16件	3件				

② 請求・申出者の区分

区分		人数
請求権者	市内に住所のある方	14人
	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	2人
	市内の事務所や事業所に勤務している方	
	市内の学校に在学している方	
	実施機関が行う事務事業に利害関係のある方	2人
	その他	15人
計		33人

請求

平成11年4月1日以降に作成または取得した公文書に記載された情報を条例第五条に規定する請求者が請求したもの

申出

上記以外のもの

個人情報保護制度に基づく開示の実施状況(令和5年度)

請求の受付処理件数 ※他の実施機関の実施はありませんでした

実施機関	受付件数	決定の状況					
		開示	一部開示	不開示	取り下げ	情報不存在	審査中
市長	3件	2件	1件				
計	3件	2件	1件				

入院時の食事療養費が見直されました

食材費の高騰などを理由に入院時の食事療養費標準負担額が6月1日(土)より見直されます。

国民健康保険(～69歳までの方)

対象者		金額	
A	市県民税が課税されている被保険者およびその世帯に属している被保険者 (限度額認定区分:ア～エのいずれか)	1食につき490円 (変更前:460円)	
B	市県民税が課税されていない被保険者(限度額認定区分:オ)★	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円 (変更前:210円)
		過去1年間の入院期間が90日超 ※	1食につき180円 (変更前:160円)

国民健康保険(70～74歳の方)

対象者		金額	
A	市県民税が課税されている被保険者およびその世帯に属している被保険者 (限度額認定区分:一般もしくは現役並)	1食につき490円 (変更前:460円)	
B	市県民税が課税されていない世帯の被保険者(限度額認定区分:低所得Ⅱ)★	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円 (変更前:210円)
		過去1年間の入院期間が90日超 ※	1食につき180円 (変更前:160円)
C	市県民税が課税されておらず、かつ各種所得から必要経費を差し引いた所得額が0円の被保険者(限度額認定区分:低所得Ⅰ)★	1食につき110円 (変更前:100円)	

国民健康保険(75歳以上の方)

対象者		金額	
A	市県民税が課税されている被保険者もしくは課税されている世帯に属している被保険者(限度額認定区分:一般Ⅰ・Ⅱもしくは現役並)	1食につき490円 (変更前:460円)	
B	市県民税が課税されていない世帯の被保険者(限度額認定区分:低所得Ⅱ)★	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円 (変更前:210円)
		過去1年間の入院期間が90日超 ※	1食につき180円 (変更前:160円)
C	市県民税が課税されておらず、かつ各種所得から必要経費を差し引いた所得額が0円の被保険者(限度額認定区分:低所得Ⅰ)★	1食につき110円 (変更前:100円)	

★限度額認定区分がオ、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当する場合は...

入院時の食事代の適用を受けるには医療機関の窓口にてマイナ保険証の利用を行うか、被保険者証と併せて限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。※申請により発行します

入院前に、市民課国保担当まで相談してください。

※90日を越えた時点で、長期入院該当の申請が必要です

※領収書など、90日を越える入院日数を証明できる書類を持参し市民課国保担当までお越しください

※長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します

問合せ ■ 市民課 国保担当 ☎ 内線115・116・176

個人住民税(市民税・県民税)の定額減税

問合せ ■ 定額減税: 税務課 ☎ 内線135 口座振替: 収税課 ☎ 内線121、122

税制改正に伴い、令和6年分の所得税および令和6年度の個人住民税の定額減税を実施します。
※所得税の定額減税は、国税庁のホームページやお勤めの事業所などで確認してください

対象

令和6年度の個人住民税の合計所得金額が1,805万円以下の方
※給与収入のみの場合、2,000万円以下に相当

- Q. 令和6年度個人住民税の合計所得とは何ですか？
A. 令和5年1月～12月の合計所得です。
Q. 令和6年度の個人住民税が均等割のみの場合は対象になりますか？
A. 定額減税の対象外です。 ※個人住民税は所得割と均等割で構成されています

定額減税額

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度の個人住民税所得割から1万円が減税されます。

- Q. 控除対象配偶者、扶養親族とは何ですか？
A. 令和6年度個人住民税の控除対象配偶者・扶養親族です。納税通知書に記載の人数を確認してください。
Q. 国外居住者は控除対象配偶者、扶養親族に入りますか？
A. 国外居住者は対象から除きます。

定額減税額の 確認方法

給与からの特別徴収の方は、お勤めの事業所から配布される納税通知書を確認してください。普通徴収および公的年金からの特別徴収の方は、令和6年6月に送付する納税通知書を確認してください。



個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税の納税通知書の発送日

発送日は6月6日(木)です。給与特別徴収の納税通知書は、お勤めの事業所から配布されます。第1期の納期限は7月1日(月)です。

※森林環境税が創設され、令和6年度から個人住民税と併せて賦課徴収されます

※令和6年度の個人住民税の課税証明書は6月7日(金)から、非課税証明書は6月3日(月)から発行できます

定額減税額の
実施方法

徴収方法に応じて減税方法が異なります。複数の徴収方法に該当する場合は、減税方法が複数にまたがる場合があります。

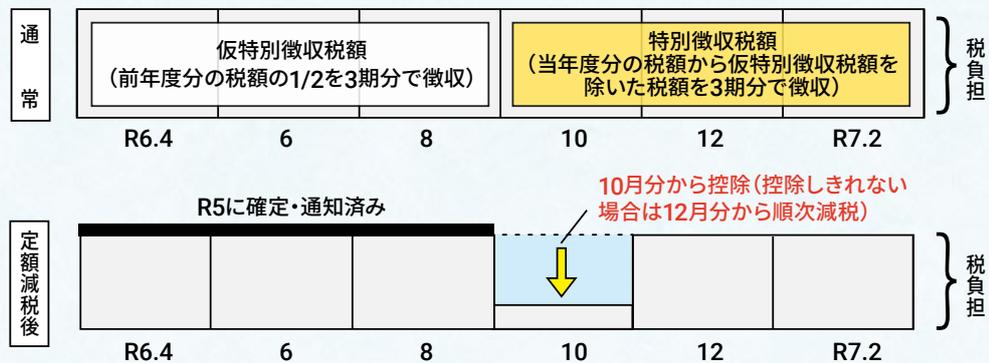
1 給与特別徴収



2 普通徴収



3 公的年金特別徴収



口座振替(前納)を登録している方は注意してください

(例)個人住民税(市民税・県民税)年額40,000円で定額減税額が10,000円の場合

通常 ■1期の納期日に年額40,000円を全額口座振替で納付

定額減税後 ■1期の納税額が0円の場合、1期の納期限日に口座振替ができないため、2期・3期・4期の各納期限日に10,000円を口座振替で納付

※該当する方に対しては、個別にハガキを送付します



富士吉田市立病院

市立病院の職員を募集します



申込み・問合せ ■ 市立病院 管理課 総務担当 ☎22-4111 内線2207

受付期間

助産師・看護師 ■ 6月3日(月)～21日(金)
コメディカルなど ■ 6月3日(月)～28日(金)

申込方法

持参の場合 ■ 市立病院2階 管理課総務担当へ提出
※土・日曜日、祝日を除いた午前8時
30分～午後5時まで
※代理提出もできます
郵送の場合 ■ 「書留」で、締切日必着

提出書類

- ① 自筆履歴書
市立病院のホームページからダウンロードし、A3用紙で提出してください。
※貼付写真は3カ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもの
- ② 募集職種の免許または資格を所持している方はその写し
- ③ 新卒予定者、資格取得見込者は成績証明書

試験内容

助産師・看護師
日時 ■ 7月6日(土)
場所 ■ 市立病院2階 講堂
内容 ■ 午前:小論文・適性検査 午後:面接
コメディカルなど
日時 ■ 7月21日(日)
場所 ■ 市立病院2階 講堂
内容 ■ 一次試験:一般教養試験・適性検査・小論文
※コメディカルなどの受験者は、別日程で二次試験(面接)を実施します
※受験票や試験日程などの詳細は、申込締切終了後に通知します

合否通知方法 採用日

郵送で通知 令和7年4月1日(火)

注意事項

「富士吉田市職員採用試験」との併願受験はできません。判明次第、失格です。



受験できない方

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③富士吉田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ④日本国憲法執行の日以降において、日本国憲法またはその下に設立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

募集職種・募集人員・受験資格

職種		募集人員	受験資格
看護職	助産師 看護師	30名	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、助産師または看護師免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	(助産師若干名含む)		
コメディカルなど	薬剤師	2名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	臨床検査技師	2名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、臨床検査技師免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	診療放射線技師	1名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、診療放射線技師免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	臨床工学技士	1名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、臨床工学技士免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	理学療法士	2名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	作業療法士	1名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
	言語聴覚士	1名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、言語聴覚士免許を取得している方または令和7年4月1日(火)までに取得見込みの方
事務職 (システム管理)	1名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、①～③のいずれかに該当する方 ①学校教育法における大学、短大のいずれかの学校(情報処理系の学科に限る)、情報処理系専門学校を卒業、または令和7年3月に卒業見込みの方 ②独立行政法人情報処理推進機構の基本情報処理技術者資格などの情報処理系資格を有する方 ※受付締切日に資格を取得または合格している方 ③3年以上のシステム関係(システムエンジニアなど)の実務経験者	

の入居補欠者を募集します



上吉田団地と西丸尾団地は、現在満室ですが入居希望者多数のため、年1回抽選会を開催し待機者の順番を決め、空室ができたなら案内します。この入居補欠者の権利は7月23日(火)～令和7年7月22日(火)まで有効です。

入居には資格要件がありますので、詳しくは都市政策課または市ホームページで確認してください。

募集期間 ■ 6月10日(月)～21日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日を除く)

申込方法 ■ 申込書類を提出してください。申込書類は直接受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。

問合せ ■ 都市政策課 ☎内線292・293

市営上吉田団地

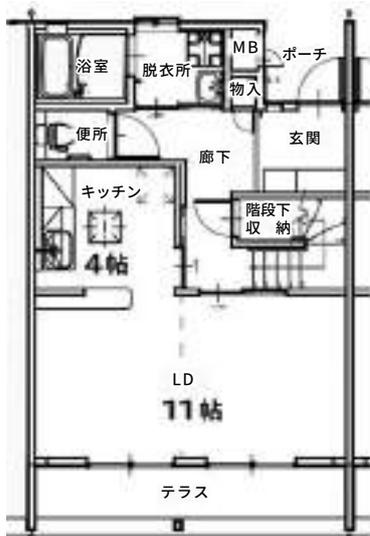
①1DK



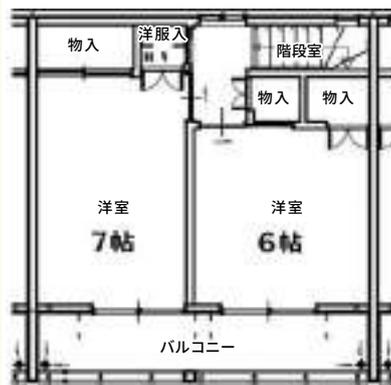
②2DK



③2LDK 2階建



1階



2階

入居時の家賃

- ① 1DK: 16,500円～32,400円
- ② 2DK: 32,400円～63,700円
- ③ 2LDK: 22,700円～44,600円

所在地: 上吉田5404-1 (北口本宮富士浅間神社西側)
建設年度: 令和元年度

市営

上吉田団地・西丸尾団地



市営西丸尾団地

所在地: 旭一丁目(下吉田中学校西側)

建設年度: 平成26～27年度

入居時の家賃

①1DK:14,300円～28,200円 ②2DK:20,500円～40,700円 ③3DK:29,100円～57,700円

①1DK



②2DK 2階建

1階



2階



③3DK 2階建

1階



2階

